

<h1>岡山県公報</h1>	発行 岡山県	<p>目次</p> <p>目次</p> <p>担当課（室）</p>
<p>【告示】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成二十八年十一月岡山県議会定例会の招集○ 保安林の指定の解除○ 道路の区域変更○ 道路の供用開始	財政課 治山課 道路整備課	担当課（室）

◎岡山県告示第五百九十六号

平成二十八年十一月二十九日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

平成二十八年十一月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次
のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市北区富吉二五一五の五、二五一五の九、二五一五の一〇、二五二〇の一、二
五二〇の一から二五二〇の一三まで、二五二二の二、二五二二の七、二五二六の二、
二五二六の六から二五二六の八まで、二五二八の五、二五二八の九、二五二九の一四、
二五三三の五〇から二五三三の五三まで、二五三三の五七、二五三三の七三から二五
三三の七五まで、二五三三の七七、二五三三の八一から二五三三の八四まで、二五三
三の九一、二五三三の九四、二五三三の九六、二五三三の九七、北区長野字拾石山六
二二の三六、六二二の四六、六二二の五五、六二二の六八から六二二の七〇まで、六
二二の九一、六二二の九九、六二二の一〇〇から六二二の一一二まで、六二二の一
四から六二二の一六まで、六二二の一三七、六二二の一三九から六二二の一四一ま
で、六二二の一五九、六二二の一六〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成28年11月22日 岡山県公報 第11841号

◎岡山県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三一三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市蒜山下長田字野田尻一七四番一 地先まで	新	六・六〇 二四・三	五〇〇・〇
真庭市蒜山下長田字野田尻一七四番一 地先まで	新	六・六〇 一一・〇	四六七・〇
真庭市蒜山下長田字サメキリ三七六番一 地先まで	旧	六・六〇 一一・〇	四六七・〇

平成28年11月22日 岡山県公報 第11841号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 玉野福田線
 三 道路の区域

倉敷市尾原字根引一三八三番二地先	倉敷市尾原字根引一三八三番二地先	区 域
旧	新	別 新旧
三五・七〇 七六・一	一五・〇〇 五二・〇	幅 員 (メートル)
三五・〇	三五・〇	延 長 (メートル)

一 道路の種類 県道
 二 路線名 加茂奥津線
 三 道路の区域

倉敷市鏡野町奥津字ニツ渡り六〇七番一 地先から	倉敷市鏡野町奥津字ニツ渡り六〇七番一 地先から	区 域
新	新	別 新旧
八・〇〇	二・五〇 九・〇	幅 員 (メートル)
六二六・〇	二四四・〇	延 長 (メートル)

<p>まで 苦田郡鏡野町奥津字休石六〇六番六地先 地先から 苦田郡鏡野町奥津字二ツ渡り六〇七番一</p>	<p>を経て 苦田郡鏡野町奥津字休石六〇六番六地先 まで</p>
<p>旧</p>	
<p>九・〇 二・五 〃</p>	<p>七〇・〇</p>
<p>二四四・〇</p>	

平成28年11月22日 岡山県公報 第11841号

◎岡山県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	加茂奥津線	<p> 苦田郡鏡野町奥津字二ツ渡り六〇七番一地先から 苦田郡鏡野町奥津字二ツ渡り六〇七番一地先から 苦田郡鏡野町奥津字赤坂五九一番一地先を経て 苦田郡鏡野町奥津字休石六〇六番六地先まで </p>	<p> 平成二十八年十一月二十日 平成二十八年十一月十二日 </p>